



諮問第 11 号事案 裁定案に係る意見書



経企第 2877 号  
令和 2 年 2 月 18 日

電気通信紛争処理委員会  
委員長 田村幸一 殿

郵便番号 100-6150  
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
名称 株式会社NTTドコモ  
氏名 代表取締役社長 吉澤 秀

令和 2 年 2 月 4 日付け諮問第 11 号をもって総務大臣から電気通信紛争処理委員会に諮問された裁定案につきまして、別添のとおり意見を提出いたします。

目次

はじめに

第1章 「裁定が求められている事項1について」(裁定案P.1) についての当社意見

第2章 「裁定が求められている事項2について」(裁定案P.2) についての当社意見

第3章 「理由」についての当社意見

おわりに

はじめに

日本通信の裁定申請に対する当社見解は答弁書・意見書の通りであるが、令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から電気通信紛争処理委員会に諮問された裁定案について、本意見書において当社の考えを述べる。

## 第1章 「裁定が求められている事項1について」(裁定案P.1) についての当社意見

本項目の裁定案は、以下の4点において法律の解釈又は適用を誤っている。

第1に、本事案が細目について協議が調わなかった場合に当たるとして、細目(具体的な料金算定方法)について裁定を行うが、実際には、当事者間では裁定事項1については協議が一切行われていなかったのであるから、明白な法律違反である。

第2に、一方当事者の申請内容を超えた総務省の判断枠組みに両当事者を羈束しようとするものであり、卸役務を相互接続と分けて規律した法の趣旨を没却する。

第3に、本裁定案は、「公正競争の促進」という目的を挙げながら、かかる目的は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」(以下、単に「原価プラス利潤」という)との算定方法で料金を決定すべきという本裁定案の結論を導くものではない。本裁定案もその判断過程及び根拠を一切示すことなく、それにも拘わらず当社に義務を課そうとするものであり、適正手続にも反する。

第4に、本裁定案は、電気通信事業法が接続料金とは異なり当事者間の相互協議による自由な決定に委ねることを原則としていた卸料金に、法定された接続料金の規律を準用することを求めるものであり、個別事案に留まらず、MNOとMVNOの音声役務の料金設定ルールを定める効果を持たせようとする意図を窺わせるものであるが、これは、法律改正によるべきルール策定を、法律改正であれば当然行われる十分な審議を行うことなく行うものであり、民主的プロセスを無視したものである。

以上のとおり、本裁定案は、電気通信事業法が許容する裁定における要件を満たさず、また、裁量の範囲を逸脱した重大かつ明白な誤りある内容である。以下詳論する。

### 1. 本裁定案は、電気通信事業法第35条第3項の「細目裁定」の要件を満たさない違法なものである

電気通信事業法第39条は、同法第35条第3項を準用し、「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が整わないときは、当該電気通信事業者と契約を締結しようとする電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる」と定める。

本事案では、音声卸役務の具体的な料金水準や提供条件について協議が行われていない。日本通信は2014年から一貫して音声定額サービスの卸提供を要望しており、当社と日本通信との協議においては、かねてより日本通信が示していた順位(音声定額サービスを卸することが第一優先とされていた **資料1**)に従って裁定事項2に関する回答をしていたため、裁定事項1に関する要望事項については何ら協議に至っておらず、日本通信からも何ら具体

的な根拠や要望に関する詳細の提示も受けていない。

裁定案において、「ドコモは裁定事項1について回答を示さない判断を行った」と推認した上で細目(具体的な料金算定方法)について裁定を行っているが、かかる推認及び裁定は、日本通信自身がかねてより音声定額サービスを卸すことを第一優先としていたことや、要望に関して何ら詳細や具体的根拠を提示していないことから、音声卸役務の料金水準や提供条件について具体的な協議が行われていないという事実を無視した誤ったものである。

## 2. 一方当事者の申請内容を超えた総務省の判断枠組みに両当事者を羈束しようとするものであり、卸契約と相互接続協定とを分けて規律した法の趣旨を没却する

そもそも電気通信事業法上、卸役務については、接続請求の応諾義務が課された相互接続協定とは異なり、役務提供は義務とされていない。また卸役務を提供する場合の料金についても、料金の算定方法が法定された相互接続協定とは異なり、「不当な差別的取扱いをしてはならない」(電気通信事業法第6条)との一般的な規定以外には定めがなく、当事者間の相対協議により自由に決定できるものとされている。これは、同法が、原則非規制の卸役務と、厳格な規律が適用される相互接続とを並立させることにより、提供料金の適正性の確保と柔軟な設備利用とのバランスを図ることを目的としているためである。

もともと、卸料金についても、当事者間の個別協議を十分に尽くした上でも協議が調わなかった場合には、一方当事者は、相互接続協定について認められた裁定制度(電気通信事業法第35条第3項)を準用して利用することができる(電気通信事業法第39条)ものの、かかる裁定制度は、あくまでも当該二当事者間の個別協議に代わるべきものである以上、申請当事者の申請内容の範囲内において、両当事者間の個別具体的な事情に照らして判断されるべきものであることは当然である。

それにも拘わらず、本裁定案は、音声卸役務に関し、申請者である日本通信すら求めていなかった金額の算定方法等についてまで、両当事者を羈束する条件を示している。その理由について、総務省は、「裁定を行うに至った判断の趣旨にそぐわない誤った解釈がなされ、当該解釈に基づく料金設定が行われるおそれがある」としているが(貴委員会からの裁定案に対する質問事項問1に対する総務省回答参照)、前述のとおり、本来、卸料金については、接続料金とは異なり、当事者間の相対協議により自由に決定できるのが原則とされていることに鑑みれば、どのような内容であっても当事者間の協議の結果として合意に至るのであれば、それはもはや両当事者にとって「誤った」ものではあり得ない。本裁定案は、電気通信事業法が、厳格な規律が適用される相互接続協定と、当事者間の相対協議による自由な決定が尊重されるべき卸契約とを分けて用意した趣旨を没却してしまっている。

ましてや、本裁定案は、秒単位課金や毎年度の料金算定、更には実績の当年度に遡った精算が必要とするものであるが、これは既存の当社システムではそもそも対応できない内容である。すなわち、現状において、当社は自社のユーザに対して「30 秒単位課金」で提供し「明細データについては 6 か月間保持」しており、MVNO ユーザに対しても同様のシステムを用いて卸提供を行っているのみである。本裁定案に対応するためには、新たに、日本通信との卸契約のみのために、秒単位課金や膨大なデータを長期間（当年度に遡り精算を行う場合 2 年間と想定）保持するシステムの開発、毎年度の料金算定を行う人員の配置、当年度に遡った精算を行う機能開発等が必要になると想定されるが、かかる開発等に当たっての検討や検証については、従前日本通信との間で具体的協議に至っておらず、また資料提供等も受けていないため、一切行えていない。

総務省は、「金額の算定方法等が裁定に含まれ得ることは自明であるため、日本通信にもドコモにも特に意見徴取はしていない」としているが（**貴委員会からの裁定案に対する質問事項 1 に対する総務省回答参照**）、本来は自由な合意に委ねられるべき内容であるにも拘わらず、一方当事者である当社の既存のシステムでは対応できない条件が即座に強制されることの不合理さは、この点にも如実に顕れている。

従前の協議において「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の具体的内容について両当事者間で協議が進められていた場合であればともかく、本件においては、前述のとおり日本通信との間で一切の協議が開始されていなかったのであるから、かような状況下で本裁定案が諸条件を指定することは、両当事者の協議による自由な決定の機会を奪うものであり、前述の法の趣旨を著しく損なうものと言わざるを得ない。

### 3. 本裁定案は公正競争の促進目的による規制の根拠及び目的と規制内容の関連性が示されていない

本裁定案は、「公正競争の促進」という目的から、「原価プラス利潤」との算定方法で料金を決定することを求める。

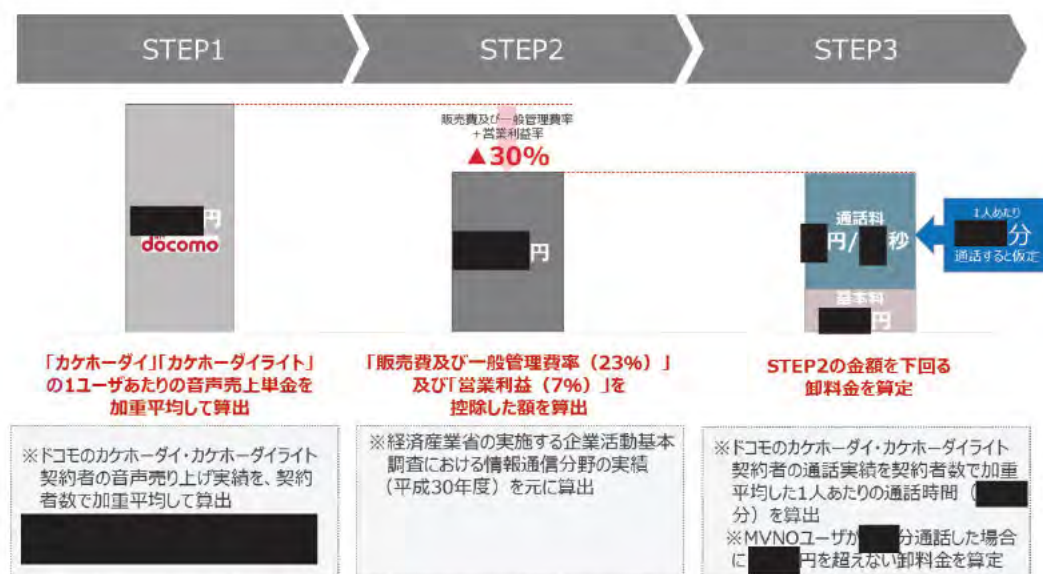
しかし、かかる本裁定案は、以下の 2 点において合理的根拠を欠くものとなっている。

第 1 に、そもそも「公正競争の促進」という目的によって一方当事者の行為を規制するのであれば、当該行為により当該当事者の市場における支配力が維持・強化されるか、あるいは、他方当事者が市場から排除される事態を招くという認定が前提になっているべきである。しかるに、本裁定案はこのような点について一切事実認定の検討も行わず、何らの判断根拠を示していない。むしろ、貴委員会からの質問 5 に対して、総務省は、「構造的に、ドコモを含む MNO は、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあると判断したものです」と回答し、本事案の協議において具体的に

交渉上の優位性を認定しておらず、政策論により裁定を行うことを自認している。

第2に、本裁定案は、「原価プラス利潤」という算定方法でなければ「公正競争の促進」が図れないと認定する根拠を一切示していない。すなわち、当社が日本通信に対して提供する音声卸役務の料金水準は、当社の自社ユーザに対する料金水準に比しても、十分競争可能な水準であるから（この点は、日本通信側も特段の主張をしていない）、「公正競争の促進」が議論されるとすれば、エンドユーザ向け音声定額サービスに関する点のみであることは自明である。したがって、当社のエンドユーザ向け音声定額サービスと競争可能な水準で、日本通信が自社ユーザに対する料金を設定できるよう、音声卸役務の料金設定方法を検討すべきことになるはずである。

例えば、日本通信が情報通信分野の一般的な販売費及び一般管理費をかけた上で自ら定額サービスを提供する場合、「基本料 ■■■円」「通話料 ■■円/■■秒」の卸料金であれば、当社の「カケホーダイ」「カケホーダイライト」と競争可能かつ日本通信が利益を得ることができると以下の通り試算される。



<STEP1>

当社の「カケホーダイ」「カケホーダイライト」を契約しているユーザ1人あたりの音声売上単金を契約者数で加重平均すると、■■■円であると算出される。

<STEP2>

STEP1で算出した■■■円から、経済産業省の実施する企業活動基本調査における情報通信分野の「販売費および一般管理費率（平成30年度：23%）」及び「営業利益率（平成30年度：7%）」を控除した額を算出すると、■■■円であると算出され

る。

当社から日本通信に提供する卸料金がこの [ ] 円を下回る場合には、日本通信が情報通信分野の一般的な「販売費及び一般管理費」をかけた上で販売し利益を得たとしても、ドコモと十分競争可能な水準であると推定できる。

なお、経済産業省の実施する企業活動基本調査は、言うまでもないことであるが、統計法に基づき適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成された調査であることを付言する。

### <STEP3>

日本通信が自ら音声定額サービスを提供した場合に、当社から日本通信への卸料金（＝原価）がSTEP2で算出した [ ] 円を下回るように、卸料金を算定する。

算定にあたっては、日本通信が自ら定額サービスを提供した場合にユーザがどの程度通話を行うかといったデータが必要となるが、日本通信のユーザに係るデータを持ち合わせていないことから、当社の「カケホーダイ」「カケホーダイライト」ユーザの1人当たりの通話時間を加重平均で求めた [ ] 分/月を用いることとする。

卸料金の設計については、基本料と通話料のバランスで設定されるものであるが、仮に基本料を [ ] 円（当社が音声プランとして販売していたシンプルプランをベースに設計<sup>1</sup>）とした場合に、合計が [ ] 円を下回るように通話料を計算すると、通話料は [ ] 円/[ ] 秒と試算される。

$$\left( \text{「基本料 [ ] 円」} + \left[ \text{「 [ ] 分の通話} \times \text{ [ ] 円/[ ] 秒} \right] = \text{「 [ ] 円} \right)^2$$

以上の算定を行った結果、日本通信が情報通信分野の一般的な販売費及び一般管理費をかけた上で自ら定額サービスを提供する場合（かつ定額サービスを利用したユーザが [ ] 分/月通話すると仮定した場合）、当社から日本通信に「基本料 [ ] 円」「通話料 [ ] 円/[ ] 秒」の卸料金で提供することによって、当社の「カケホーダイ」「カケホーダイライト」と競争可能かつ日本通信が利益を得ることができると試算される。

公正競争を確保するための卸料金がどのような水準であるかは、以上のような検討過程から導かれるべきものであり、本来は相対協議による自由な条件設定が行われるべき卸料金を、日本通信と当社との公正競争のために必要不可欠であるか否かの検証無くして強制されるべきではない。

ましてや、音声卸役務の料金を接続料金と同様の考えによるとした場合、データ通信と異

<sup>1</sup> 当社のシンプルプラン（月額980円）に、期間拘束の有無による料金差の上限（月額 [ ] 円）を加えた [ ] 円から、現在当社がMVNOに提供している音声卸料金の基本料割引（55%）を適用したと仮定して算出。

<sup>2</sup> 小数点以下を端数処理。



なり、MVNO 側で用意する必要がある設備費用の負担を MVNO が免れる結果となるが、ともすれば、法律上の根拠に基づいて料金水準が強制される相互接続よりも、本来は自由に設定できるはずの卸料金が低廉になるという逆転現象が生じることとなる。とにかく料金を低廉化すべきという結論ありきで、個別具体的なデータに基づかずにルールを策定することは、むしろ電気通信の健全な発達を阻害することとなりかねない。

本事案に係る裁定においては、このような詳細な検討に基づく裁定内容とすることが妥当であると考えられる。なお、当社は以上のような検討に基づく卸料金水準に見直しを行う考えがある。(詳細は後述するが、当社は 2019 年 5 月 21 日に総務省料金サービス課に訪問し音声卸料金の見直しを行う意向を示すとともに、その水準について検証に協力しデータ提供したいと申し出を行っており、検証に基づく料金の見直しの意向を過去より表明していることを付言する。)

4. 本裁定案は、個別具体的な紛争処理を離れて法律制定と同様の一般的ルール策定を行うものとするものであり、ルール制定における民主的プロセスに反する

以上のとおり、本裁定案は、一方当事者自身の申請内容を超えた算定方法等についてまで両当事者に協議させることもなく一定の条件を強制し、また、双方当事者が「公正な競争」を可能とするための条件について具体的資料に基づき検討をすることも両当事者に協議をさせることもなく、結論を導いている。

これは、本裁定案が、本来は当事者間の相対協議により自由に決定できる卸料金についての個別具体的な紛争を調整処理するという範囲を超えて、法律を制定したのと同様の一般的ルールを策定する企図をもって作成されたためと考えられる。なお、本裁定案がかかる企図の下に作成された事実は、当社と日本通信との個別的な関係を離れて「MN03 社が、エンドユーザ向け音声通話サービス市場において MVNO と競合していることから、構造的に…判断したもの」(貴委員会からの裁定案に対する質問事項 5 に対する総務省回答参照)との判断基準を示していることから、窺えるものである。

しかしながら、電気通信事業法が第 39 条において第 35 条第 3 項を準用させたのは、当然のことながら、総務省に対し、裁定制度を利用することで、個別具体的な紛争処理を離れて法律制定と同様の一般的ルールの策定まで行うことを認めるためのものではない。本裁定案は、電気通信事業法が認めた裁量の範囲を明らかに逸脱したものとなってしまっているが、仮に協議命令によるのではなく細目を裁定するのであれば、日本通信側の個別具体的な資料に基づいて、日本通信と当社とが公正な競争が可能となる料金水準が設定されることとされなければならない。

## 第2章「裁定が求められている事項2について」（裁定案P.2）についての当社意見

本項目については、本裁定案の内容は妥当である。

### 第3章 「理由」についての当社意見

#### 1. 「第2 事案の概要」における事実関係の誤りについて

前記第1章1.で述べたとおり、裁定事項1に関する具体的な内容について具体的な協議を行った事実はなく、音声卸役務の料金水準について協議が行われていない。

#### 2. 「第3 その他判断において重要と考えられる事項」における誤りについて

「音声サービスに係るコストのうち、契約数に連動するコストは低下傾向にある」として、平成21年度から平成29年度の推移を見れば、横ばい、微増、微減をしており、低下傾向と評価することはできない。かかる評価は、「平成22年度の数値と平成29年度の数値の比較による」（貴委員会からの裁定案に対する質問事項問4に対する総務省回答参照）とされていることから、結論ありきの評価を行っていることが窺えるものである。

#### 3. 「第4 判断」「1 裁定事項1について」における誤りについて

##### (1) 「(4)具体的検討 ①公正競争の促進の観点 イ (P16)」

本裁定案は、「ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声役務の料金を高止まりさせていると推認できる」とするが、前提事実を誤っている。

前記第1章1.で述べたとおり、日本通信は一貫して「音声定額サービス」について卸提供することを第一優先順位として要望していたため、当社は日本通信の示した優先順位に従って検討及び協議を行っていたのであり、定額でない音声サービスの卸料金を値下げするという具体的要望を受けて交渉したことも、かかる交渉に資するための具体的条件を示されたことはなかったに過ぎず、当社が非意図的にも音声卸役務の料金を高止まりさせたという経緯はない。

とりわけ当社は、総務省において現在も審議継続中のモバイル市場の競争環境に関する研究会においても、音声卸料金について見直す考えを明確に表明（資料2<sup>3</sup>）しており、かかる当社の意見表明を踏まえ、同研究会も総務省において検証するとの方針が示された（資料3<sup>4</sup>）ことから、総務省における検討資料とすべく、2019年5月21日に総務省料金サービス課に訪問し、改めて音声卸料金の見直しを行う意向を示すとともに、その水準について検証に協力しデータ提供したいと書面にて申し出を行っていたものである（資料4<sup>5</sup>）。（なお、当該申し出に対しては、総務省より、他社と同時にデータ提

<sup>3</sup> 2018年12月26日ヒアリング資料（抜粋）

<sup>4</sup> 2019年4月23日モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（抜粋）

<sup>5</sup> 2019年5月21日総務省提出資料

供依頼を行う予定であるため、当社のみが先行してデータ提供することは待つように指示がなされている。)以上の経緯は、まさに、当社が「交渉上の優位性を背景として、音声役務の料金を高止まりさせ」てなど全くなかったことを端的に示すものである。

(2) 「(4) 具体的検討 ① 公正競争の促進の観点 ウ (P16)」

本裁定案が示すとおり、卸役務制度においては、相对協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められており、これにより、事業者間協議において新たなニーズが生み出され、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できるものである。それにも拘わらず、本裁定案は、音声通話サービスについて「多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視する要理も、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべき」と結論づけているが、現状の評価を誤ったものである。

音声通話サービスは、聴覚に障がいのある方が通話相手の言葉をリアルタイムで文字に変換しスマートフォン画面に表示する「見える電話」や自動車メーカーとの連携サービス等に加え、VoLTE 通話等の技術革新を行っており、事業者の創意工夫によるイノベーション創出・新サービスの提供がまさになされている状況であり、その重要性を低く見るべきではない。

他方、本裁定案が「顕著な公正競争上の弊害」と述べているのは、前記第3章3.(1)のとおり、あたかも当社が「交渉上の優位性を背景として、音声役務の料金を高止まりさせ」ていたかのような事実誤認に基づくものである。

したがって、相对協議による自由な卸条件を設定することで確保すべき多様なサービスの弾力的・柔軟な実現への期待は、公正競争の促進と同等に重視されるべきものである。

(3) 「(4) 具体的検討 ① 公正競争の促進の観点 エ (P16)」

本裁定案は、「日本通信のみならず大手 MVNO においても課題が解決されていないことを踏まえれば、現時点において、接続制度による適正かつ公平な提供料金及び提供条件は実現されておらず、接続により音声役務を代替する方針はないと認められる」とする。

しかし他方で、本裁定案は、日本通信あるいは大手 MVNO が本件課題を解決しようとした事実を認定した上で代替性を否定したわけではないということなのである(当社からの裁定案に対する質問事項問5に対する総務省回答参照)。敢えて指摘するまでもないことであるが、代替方法を実現するための課題が存する場合に「課題を解決しようとしたが未だに解決できていない」というのであれば、代替性が認められないという結論が導かれるのはやむを得ないものの、課題解決に向けた検討がなされた事実すら認

定しないままに、代替性を否定する本裁定案は、合理的根拠を欠く結論ありきの暴論と言わざるを得ない。

実際には、当社と日本通信との音声接続に係る協議においては、当社が、当社交換機におけるプレフィックス番号の付与が可能であることや、着信は現状通りでも構わないこと（資料 5、6 ハイライト部分参照）等の具体的解決策を提示したにも関わらず、日本通信が一方的に協議を打ち切ったのであり、日本通信においては、少なくとも当社との間においては、課題解決のための検討がなされた経緯は存しない。このような状況にも拘わらず、音声接続による代替性を安易に否定することは、あまりにも本件二当事者間における具体的な事実経緯を無視して、根拠なく抽象的一般的な結論を導くことは、あまりにも乱暴である。

(4) 「(4) 具体的検討 ②利用者利益の保護の観点 (P18)」

電気通信事業法は利用者利益の保護も目的としているものの、これは、単純に料金水準の低廉化のみを追及すべきという趣旨ではなく、本来的には、電気通信事業者と利用者との関係に着目した際に、安全で至便な電気通信を広く利用者が利用できるようにするという趣旨であり、事業者間の卸契約条件は、必ずしも利用者利益の保護に直結するものではない。事業者間の卸契約の条件という側面からは、公正競争の促進と、電気通信の健全な発達との、両方の観点を重視することによって、自ずと利用者利益も保護されるものであるから、料金水準の低廉化のみを取り上げて「利用者利益の保護の観点」に資するという結論を導くことはあまりに拙速である。

(5) 「(4) 具体的検討 ③電気通信の健全な発達の観点 (P18)」

前記第3章3.(2)のとおり、音声サービスは事業者の創意工夫によるイノベーション創出・新サービスの提供がまさになされている状況であり、公正競争と比較した際も、決してその重要性が低く見られるべきものではない。

また、公正競争を促進する料金水準について何ら議論することなく規制内容を結論づけており、公正競争の促進を目的とする規制の根拠及び目的と、「原価プラス利潤」とする規制内容の関連性が示されていない。

(6) 「(4) 具体的検討 ④具体的な料金の設定 (P18)」

前記第1章2.のとおり、本裁定案は、日本通信すら裁定を求めていなかった算定方法等についてまで、既存の当社システムではそもそも対応できない条件を、当社の事情も聴取しないまま強制するものであり、一見して明らかに不合理な内容となっている。

また、仮に新規システム開発等を経た上でのかかる不合理な料金算定を強いられるとしても、卸契約における料金について、音声通信役務の卸料金における原価概念としても、利益概念としても、何が適正かは両当事者間で何ら協議がなされ検討が重ねられてきた経緯は存しない。このような状況下では、いずれにしても本裁定案の記載内容に従って料金算定を行うことは極めて困難である。

(7) 「(4) 具体的検討 ⑤その他検討すべき事項 (P19)」

前記第1章4.のとおり、本裁定案は、電気通信事業法が許容する裁定における要件を満たさず、また、裁量の範囲を逸脱した重大かつ明白な誤りある内容である。

おわりに

本裁定案においては、電気通信事業法に具体的な法規範がない卸料金水準に関する個別事案の裁定において、考慮すべき事実を前提にしておらず、また、目的とその結論との間における検証や緻密な検討が行われていない。それにも関わらず、申請者である日本通信すら求めていなかった金額の算定方法等についてまで両当事者を羈束する条件を示しており、電気通信事業法が許容する裁定における要件を満たさず、また、裁量の範囲を逸脱した重大かつ明白な誤りある内容である。

本裁定にあたっては、当事者間の協議経緯等事実を照らし、適切な判断が下されることを切に期待するものである。

以上

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2018年7月17日火曜日 16:20  
宛先: [REDACTED]  
CC: [REDACTED]  
件名: 【日本通信】今後の協議の優先順位について

株式会社 NTT ドコモ

いつも大変お世話になっております。

日本通信 [REDACTED]です。

先日は音声卸サービスの要望について事前のご相談をさせて  
いただきありがとうございます。

協議の際にご指摘頂きました、今後の協議の優先順位について、  
次の順序で検討して頂きたくお願い致します。

1. 卸料金定額プランの MVNO への提供について
2. 最低契約数に関する条件の見直しについて

(第3種卸 FOMA サービスと卸 Xi サービスの統合などによる卸サービス最低契約回線数などの条件の見直し)



3. 上記1の提供が難しい場合、秒課金ベースの卸契約並びに着信接続料の還元について

4. HLR/HSS 連携

早急に1番目の卸料金定額プランのMVNOへの提供をお願いする要望書を作成しお送りさせていただきますのでご検討よろしくお願いたします。

何卒よろしくお願い致します。

---

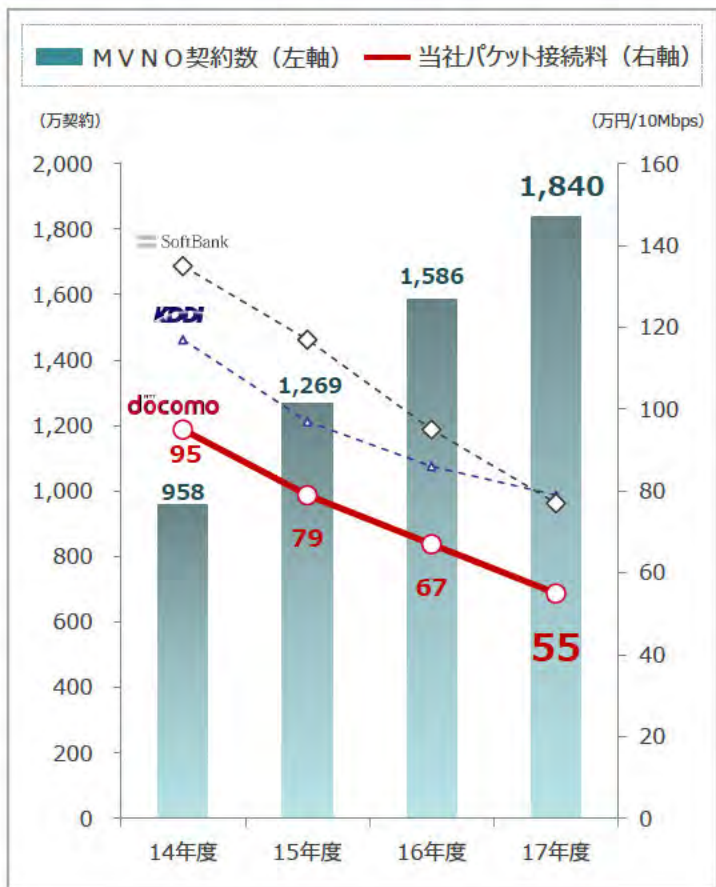
日本通信株式会社

[Redacted]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28  
虎ノ門タワーズオフィス

[Redacted]

- モバイル市場においては、公正競争が促進された結果、MVNO契約数が拡大
- 当社はMVNOの負担軽減に向けた様々な取り組みを実施してきており、今後も更に推進していく
- このような取り組みにより現に接続料に関する公正競争環境は確保されているため、算定方式の見直しは不要と考える



## パケット接続料の低廉化

※接続料については、法令ガイドラインに則り算定を行うとともに、総務省殿の検証を受けている

- 直近でも毎年10%以上低減

## 当年度精算の実施

※モバイル検討会で示された「実施基準の明確化」の方針に賛同

- パケット接続料の急激な変動に対し、当年度のコストに基づく接続料の実績値で精算することによりMVNOの負担を軽減

## 支払猶予制度の実施

- 月々の支払額の一部を次回のパケット接続料改定時まで猶予することでMVNOの予見性向上及び負担軽減を実現

## 音声卸料金の見直し

- 今後、MVNOの要望に基づいて音声卸料金の見直しの実施を検討

(出典) 総務省HP「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (平成30年度第1四半期 (6月末))」

声卸料金を下げる余地があるのではないか。

- ・ 実態としての音声の利用者料金は、割引サービスの利用の実態がわからないと検証できない。各社は、経営情報だというが、政策に必要なデータは、総務省や委員限りで提出し、政策議論を深めるために協力してほしい。
- ・ 長期増分費用方式に関する検討では、守秘協定を結んで、LRICモデルを構築するというやり方を続けてきた実績もあるため、十分可能だと思う。
- ・ 音声卸料金の高止まりは規制がないと競争阻害性が高まることの証左。実質的な料金が音声卸料金を下回っている場合は制度についての議論も開始する必要があるのではないか。
- ・ プライススウィーズが事実であれば競争政策上問題であり、速やかに対処する必要がある。アクセスの均等化を目指すという方向かと思う。

### (3) 対応の方向性

音声卸料金は約10年に渡り見直しが行われていない例があるが、その間に、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じている。MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務についてMNOとMVNOとの間の公正な競争が期待できない。この点に関しては、一部の携帯電話事業者からは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要がある。

そのため、まずは現行制度の下で、音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当である。

具体的には、MNOから、音声料金プランごとの契約者数、音声通話時間、収入等必要なデータの提供を求め、総務省において速やかに検証を行うべきである。

また、MNOは、自社のユーザに対し定額制料金や準定額制料金を設定しているが、MNOがMVNOへ提供する音声卸役務は、従量制料金のみとなっている。この料金設定が、MVNOにおける定額制料金や準定額制料金の設定を実質的に困難にするものであるか等、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保の観点から検討が必要である。

- ◆御省からのご依頼に可能な限りお応えすべく、社内で検討・確認した結果、下記内容にてデータをご提供したい。
- ◆ [Redacted] 精緻に推計したデータをご提供したい。
- ◆なお、音声卸料金についても見直す考えである。

【提供データ】	内容
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]

## 【総務省から提出の依頼を受けているデータフォーマット】

プラン名	月末における契約数（万契約）		発信通話時間（分/月・契約）		料金収入（百万円）
		期間拘束契約プランの契約数		無料対象通話時間	

日本通信協議議事録

【日時】

平成 21 年 12 月 15 日(火) 17:00~18:00

【出席者】

日本通信株式会社  
ドコモ 企画調整室

[Redacted]  
[Redacted]

【目的】

◆音声卸について接続への移行を前提とした AC 水準での提供要望に対するドコモからの回答。

【議事】

■音声卸について

- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) 卸として、ドコモユーザとみなして、料金設定とか料金精算とか行うといったやり方で着信を行うか、あるいは一切着信を行わないか、3つめは全ての発側交換機に手をを入れて全て相互接続として行うかだ。

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]



J)

D)

D)

J)

D)

D)

J)

D)

D)

J)

D)

J)

D)

推論だが、今の制度と今の実現方法の中で、交換機に登録して、振り分けるという改造をしてドコモ側は解決する。あとは事業者間精算システムに手が入る可能性がある。精算の仕方によっては着事業者の精算システムに手が入るかしないが、それで発は解決できる。着については、制度的整理が必要で、着だけ卸というやり方ができないかと考えている。制度的整理を含め、今日の整理、考えを固めることをお願いしたい。

J)

■まとめ

- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]

以上

## 日本通信協議議事録

## 【日時】

平成 21 年 12 月 22 日(火) 17:00~18:00

## 【出席者】

日本通信株式会社

ドコモ 企画調整室

## ■ 音声卸について

D)

J)

D)

J)

D)

J)

D)

J)

D)

J)

D)

J)

D)

J)

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

[Redacted]

D) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

J) [Redacted]

[Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) 一番簡単なのは、着は卸にして交換機に一切手を入れない。ただし、発信事業者からはドコモ着に見えるので、ドコモが料金設定を行い、日本通信には収入は入らない。これが嫌だ  
というのであれば、相互接続として交換機を持って日本通信を経由してドコモに着信する。  
その場合には発側事業者に全部交換機に手を入れてもらう。後者が相互接続として正しい  
と考える。ただし、発側事業者に大規模に手を入れて、日本通信のユーザと認識する形  
に開発はどうしても必要となる。

J) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

[Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]

以上